

9 第 63 条《リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度》関係

【新設】（通算制度の開始等に伴う繰延長期割賦損益額の判定）

2-19 令第 127 条第 1 項《通算制度の開始等に伴うリース譲渡に係る収益及び費用の処理に関する規定の不適用》に規定する繰延長期割賦損益額が 1,000 万円に満たないかどうかの判定については、2-32(2)《譲渡損益調整額等が 1,000 万円以上であるかどうかの判定単位等》の取扱いを準用する。

【解説】

1 通算承認を受けて通算法人となろうとする内国法人のうちグループ通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益（法 64 の 11①）の適用除外法人に該当しないもの若しくは通算承認を受けて通算子法人となろうとする内国法人のうちグループ通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益（法 64 の 12①）の適用除外法人に該当しないもの又はグループ通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益（法 64 の 13①）の適用を受ける法人（法人税法第 64 条の 13 第 1 項第 1 号《通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益》に掲げる要件に該当するものに限る。）が、時価評価事業年度（通算開始直前事業年度（法 64 の 11①）、通算加入直前事業年度（法 64 の 12①）又は通算終了直前事業年度（法 64 の 13①）をいう。以下同じ。）において延払基準（法 63①、令 124①）の適用を受けている場合には、リース譲渡（法人税法第 63 条第 1 項《リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度》に規定するリース譲渡をいう。以下同じ。）に係る収益の額及び費用の額は、これらの事業年度の益金の額及び損金の額に算入することとされている（法 63④、以下「本制度」という。）。

ただし、リース譲渡に係る契約についての時価評価事業年度終了の時における繰延長期割賦損益額が 1,000 万円に満たないものである場合には、上記の各規定は適用されないこととされている（令 127①）。

2 この場合の「1,000 万円に満たない」かどうかの判定については、本制度とは別途、いわゆる設立事業年度等の申請期限の特例（法 64 の 9⑦）の適用により通算承認を受けようとする法人が時価評価法人（法 64 の 9⑩-⑫一）に該当するかどうかを判定する場合の時価評価資産等のうちのリース譲渡に係る契約のうち一定のものについて「繰延長期割賦損益額が 1,000 万円以上のもの」などと定められ（令 131 の 13①三等）、この 1,000 万円以上であるかどうかの判定に係る取扱いをグループ通算通達 2-32(2)《譲渡損益調整額等が 1,000 万円以上であるかどうかの判定単位等》において定めているところ、本制度においてもこれと同様の取扱いとなるのであるから、同通達の取扱いを準用することとしている。本通達において、このことを明らかにしている。